

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

地域や業界を超えたパートナーとの協業を通じて、商品開発・サービス強化・販路拡大を目指します。事業承継課題を抱える地場企業に対しては、情報発信や業務設計面での支援も行います。

b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

自社で実施するITツール導入や運用ノウハウを、取引先とも共有し、帳票の電子化、業務の省力化、セキュリティ対策の水準向上に貢献します。

c. 専門人材マッチング

当社では、社内にない専門性（IT、プランディング、デジタルツール導入、法務・財務等）を補完するため、他企業やフリーランス、支援機関を通じた専門人材とのマッチングを活用し、事業の高度化や生産性向上に取り組んでいます。今後も分野横断的な連携を通じて、企業間連携と地域価値の創出を目指します。

d. グリーン化の取組

日常的な業務において、グリーン調達や省エネルギーへの配慮を行い、印刷物の見直しや移動手段の見直し等を実施します。

e. 健康経営に関する取組

従業員一人ひとりの心身の健康を重視し、柔軟な勤務体制やストレス軽減の取り組みを実施。取引先とも健康を意識した働き方を共有する文化を醸成します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。当社は現在、「月末締め・翌月末払い」という標準的な支払条件を採用しており、引き続き下請企業の資金繰りに配慮した運用を行います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、地域の中小企業や多様なビジネスパートナーと協力し、IT技術を通じて地域社会の課題解決と発展に貢献します。また、人権・コンプライアンス・情報セキュリティを重視し、パートナーと共に新たな価値の創出および企業成長を目指します。

4. 本宣言の周知・徹底

本宣言の内容は、当社の役員・社員に周知し、全社的な取り組みとして推進します。また、社外に対しても積極的に公開し、透明性のある企業活動を行います。

2025年5月26日
株式会社伍拾雀堂
代表取締役 脇塚明子